

議員提出第7号議案

神戸市市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例の件

神戸市市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定する。

令和元年12月4日提出

提出者 神戸市会議員

安井俊彦	守屋隆司	坊やすなが
村野誠一	坊池正	平井真千子
山口由美	河南ただかず	しらくに高太郎
山下てんせい	五島大亮	植中雅子
岡田ゆうじ	吉田健吾	上畠寛弘
平野達司	岡村正之	大野陽平
吉田謙治	大澤和士	北川道夫
壬生潤	藤本浩二	沖久正留
菅野吉記	軒原順子	堂下豊史
高瀬勝也	徳山敏子	門田まゆみ
池田りんたろう	大井としひろ	川内清尚
よこはた和幸	伊藤めぐみ	たなびき剛
やのこうじ	かじ幸夫	松本しゅうじ

神戸市市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 神戸市市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和
31年10月条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の225」を「100分の235」に改める。

第2条 神戸市市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の210」を「100分の222.5」に，「100分の235」を
「100分の222.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、令和元年12月1日から適用する。

理 由

本市市会議員の期末手当の改定を行うに当たり、条例を改正する必要があるため。

(参考 1)

神戸市市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例 ぬきがき

(____は，改正部分を示す。)

(現 行)

(第1条による改正案)

第6条 略

2 期末手当の額は，それぞれその基準日現在における第2条に規定する議員報酬の額（基準日以前6箇月の期間において同条に掲げる職の間に異動のあつたときは，異動前及び異動後のそれぞれの在職期間に応じて規則で定める額。以下この項において同じ。）及びその議員報酬の額に100分の20を乗じて得た額の合計額に，6月1日を基準日として支給する場合においては100分の210，12月1日を基準日として支給する場合においては100分の225を乗じて得た額に，基準日以前6箇月以内の期間におけるその議員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

100分の235

(1)～(4) 略

3～5 略

(参考 2)

神戸市市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例 ぬきがき

(____は，改正部分を示す。)

(第1条による改正案)

(第2条による改正案)

第6条 略

2 期末手当の額は，それぞれその基準日現在における第2条に規定する議員報酬の額（基準日以前6箇月の期間において同条に掲げる職の間に異動のあつたときは，異動前及び異動後のそれぞれの在職期間に応じて規則で定める額。以下この項において同じ。）及びその議員報酬の額に100分の20を乗じて得た額の合計額に，6月1日を基準日として支給する場合においては100分の210，12月1日を基準日として支給する場合においては100分の235を乗じて得た額に，基準日以前6箇月以内の期間におけるその議員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

100分の222.5

100分の222.5

(1)～(4) 略

3～5 略